

校内研修

「高等学校における通級による指導」

理解編



本日の研修の流れ

通級による指導について

国の動向

特別の教育課程

単位修得の認定

指導の内容

高等学校における特別支援教育

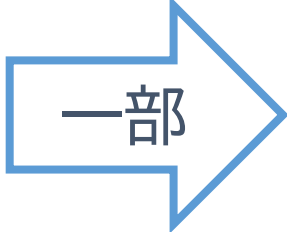
平成28年 学校教育法施行規則の一部改正等



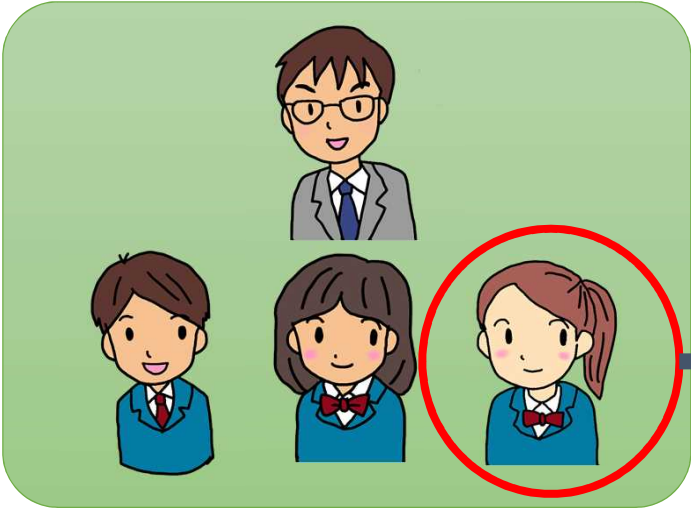
平成30年4月1日より
高等学校における通級による指導が実施可能に

通級による指導

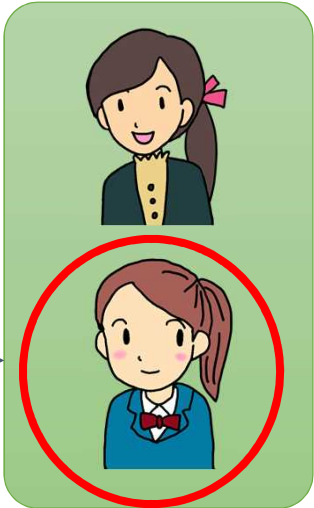
各教科の大部分の授業



障害に応じた
特別の指導



通常の学級



通級指導教室

実施形態

自校通級

生徒が在学する学校において指導を受ける。

他校通級

他の学校に週に何単位時間か定期的に通級し、指導を受ける。

巡回指導

通級による指導の担当教師が該当する生徒がいる学校に赴き、又は複数の学校を巡回して指導を行う。

対象となる生徒

言語障害者 自閉症者 情緒障害者
弱視者 難聴者 学習障害者
注意欠陥多動性障害者 肢体不自由者
病弱者及び身体虚弱者

※知的障害の児童生徒は指導の対象に含まれない 6

対象となる生徒

言語障害者

自閉症者

情緒障害者

弱視者

難聴者

学習障害者

注意欠陥多動性障害者

肢体不自由者

病弱者及び身体虚弱者

※知的障害の児童生徒は指導の対象に含まれない 7

国の動向

インクルーシブ教育システム

「共に学ぶ」

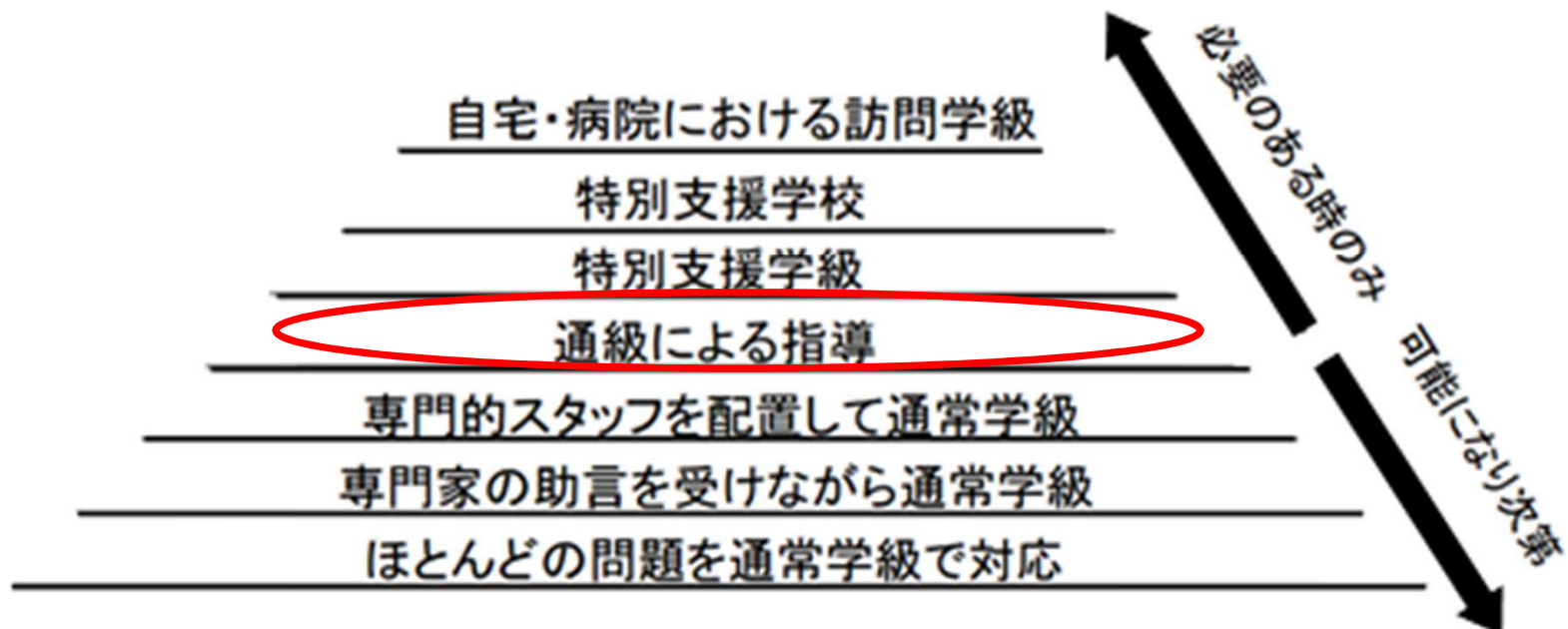


多様で柔軟な仕組みの整備

連続性のある多様な学びの場

国の動向

〈参考〉日本の義務教育段階の多様な学びの場の連続性



「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)(平成24年7月)参考資料4」より作成

国の動向

小・中学校で通級による指導を受けている
児童生徒の増加

高等学校への進学状況



学びの連続性の確保
通級による指導の制度化

特別の教育課程

高等学校又は中等教育学校の後期課程において、上記1の(1)に該当する生徒に対し、規則第140条の規定による特別の教育課程を編成するに当たっては、当該生徒の障害に応じた特別の指導を、高等学校又は中等教育学校の後期課程の教育課程に加え、又はその一部に替えることができるものとする。

「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の公布について(通知)」より

特別の教育課程

高等学校又は中等教育学校の後期課程において、上記1の(1)に該当する生徒に対し、規則第140条の規定による**特別の教育課程**を編成するに当たっては、当該生徒の障害に応じた特別の指導を、高等学校又は中等教育学校の後期課程の**教育課程**に加え、又はその一部に替えることができるものとする。

「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の公布について(通知)」より

特別の教育課程

教育課程に**加える**場合

各学科に共通する 必履修教科・科目	総合的な 探究の時間	選択教科・科目	特別 活動
----------------------	---------------	---------	----------

各学科に共通する 必履修教科・科目	総合的な 探究の時間	選択教科・科目	障害に応じた特別 の指導	特別 活動
----------------------	---------------	---------	-----------------	----------

授業時数の増加

特別の教育課程

教育課程の一部に替える場合

各学科に共通する 必履修教科・科目	総合的な 探究の時 間	選択教科・科目	特別 活動
----------------------	-------------------	---------	----------

各学科に共通する 必履修教科・科目	総合的な 探究の時 間	選択教科・科目	特別 活動
		障害に特別 の指導	

選択教科・科目の一部に替える

特別の教育課程

替えることができない教科・科目

学科	替えることができない教科・科目等
普通科	<ul style="list-style-type: none">○ 必修教科・科目○ 総合的な探究の時間及び特別活動
専門学科	<ul style="list-style-type: none">○ 必修教科・科目○ 総合的な探究の時間及び特別活動○ 全ての生徒が履修する専門教科・科目
総合学科	<ul style="list-style-type: none">○ 必修教科・科目○ 総合的な探究の時間及び特別活動○ 産業社会と人間

単位修得の認定

学校においては、生徒が学校の定める個別の指導計画に従って通級による指導を履修し、その成果が個別に設定された指導目標からみて満足できると認められる場合には、当該学校の単位を修得したことを認定しなければならない。

「高等学校学習指導要領(平成30年告示)解説 総則編」より

単位修得の認定

年間7単位を超えない範囲で当該習得した単位数を当該生徒の在学する高等学校等が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数に加えることができる。

「高等学校学習指導要領(平成30年告示)解説 総則編」より

障害に応じた特別の指導

イ 障害のある生徒に対して、学校教育法施行規則第140条の規定に基づき、特別の教育課程を編成し、障害に応じた特別の指導(以下「通級による指導」という。)を行う場合には、学校教育法施行規則第129条の規定により定める現行の特別支援学校高等部学習指導要領第6章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、通級による指導が効果的に行われるよう、各教科・科目等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。

「高等学校学習指導要領(平成30年告示)」より

高等学校学習指導要領に通級による指導について記載

障害に応じた特別の指導

イ 障害のある生徒に対して、学校教育法施行規則第140条の規定に基づき、特別の教育課程を編成し、障害に応じた特別の指導(以下「通級による指導」という。)を行う場合には、学校教育法施行規則第129条の規定により定める**現行の特別支援学校高等部学習指導要領第6章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。**その際、通級による指導が効果的に行われるよう、各教科・科目等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。

「高等学校学習指導要領(平成30年告示)」より

高等学校学習指導要領に通級による指導について記載

障害に応じた特別の指導



障害に応じた特別の指導



自立活動の目標

個々の生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達¹の基盤を培う

「特別支援学校高等部学習指導要領」より

自立活動の内容

自立活動の内容の6区分

- 1 健康の保持
- 2 心理的な安定
- 3 人間関係の形成
- 4 環境の把握
- 5 身体の動き
- 6 コミュニケーション

自立活動の内容

自立活動の内容の6区分27項目

1 健康の保持	(1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関する事。
	(2) 病気の状態の理解と生活管理に関する事。
	(3) 身体各部の状態の理解と養護に関する事。
	(4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関する事。
	(5) 健康状態の維持・改善に関する事。
2 心理的な安定	(1) 情緒の安定に関する事。
	(2) 状況の理解と変化への対応に関する事。
	(3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事。
3 人間関係の形成	(1) 他者とのかかわりの基礎に関する事。
	(2) 他者の意図や感情の理解に関する事。
	(3) 自己の理解と行動の調整に関する事。
	(4) 集団への参加の基礎に関する事。
4 環境の把握	(1) 保有する感覚の活用に関する事。
	(2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関する事。
	(3) 感覚の保持および代行手段の活用に関する事。
	(4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関する事。
	(5) 認知の行動の手がかりとなる概念の形成に関する事。
5 身体の動き	(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事。
	(2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事。
	(3) 日常生活に必要な基本動作に関する事。
	(4) 身体の移動能力に関する事。
	(5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事。
6 コミュニケーション	(1) コミュニケーションの基礎的能力に関する事。
	(2) 言語の受容と表出に関する事。
	(3) 言語の形成と活用に関する事。
	(4) コミュニケーションの手段の選択と活用に関する事。
	(5) 状況に応じたコミュニケーションに関する事。

自立活動の内容

教科指導との違い

- 具体的な指導内容はあらかじめ定められていない
- 生徒一人一人の教育的ニーズに応じて指導内容を検討

「オーダーメイドの指導」

高校通級スタートパック

1 通級による指導を**理解する**

2 具体的指導内容を**イメージする**

3 通級による指導の**展開例**

4 校内支援体制を**整備する**

5 新たな道を拓く**進路指導**

6 すぐに活用できる**資料**

